

議 事 日 程 （第2号）

平成30年3月5日（月曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の平成30年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第3 議案第19号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第20号 東白川村木材関連産業担い手育成住宅の設置及び管理に関する条例について
- 日程第5 議案第21号 平成30年度東白川村一般会計予算
- 日程第6 議案第22号 平成30年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第23号 平成30年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第24号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第9 議案第25号 平成30年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第10 議案第26号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第11 議案第27号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番	今井美和	2番	今井美道
3番	桂川一喜	4番	樋口春市
5番	服田順次	6番	今井保都
7番	安江祐策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	安江良浩	総務課長	安江誠
村民課長	今井明德	産業振興課長	今井稔
地域振興課長	桂川憲生	建設環境課長	今井義尚
教育課長	安江任弘	国保診療所 事務局長	伊藤保夫
会計管理者	今井英樹	監査委員	安江弘企

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 次長	安江由次
-------------	------

◎開議の宣告

○議長（服田順次君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 桂川一喜君、4番 樋口春市君を指名します。

◎議案第18号から議案第27号までについて（提案説明）

○議長（服田順次君）

日程第2、議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の平成30年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから、日程第11、議案第27号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの10件を、3月2日に引き続き新年度予算関連により一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、議案第18号をお願いいたします。

東白川村常勤の特別職職員の平成30年度における期末手当の割合の特例に関する条例について。

東白川村常勤の特別職職員の平成30年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成30年3月2日提出。東白川村長。

1枚おめくりいただきまして、東白川村常勤の特別職職員の平成30年度における期末手当の割合の特例に関する条例。

説明につきましては、新旧対照表で行わせていただきますので、29ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

右側が現行で、左側が改正後になりまして、第5条でございますが、期末手当を定めたもので、2項については支給率を定めておりまして、現行ですが、6月に支給する場合においては「100分の212.5」、12月に支給する場合については「100分の227.5」と定めておりますが、特例条例によりまして6月に支給する場合については「100分の201.9」、12月に支給する場合については「100分の216.1」を適用するものでございます。

支給率を5%引き下げるものでございまして、年間の支給率にしますと4.4カ月になりますが、4.18カ月で5%引き上げて運用するものでございます。

条例のほうへ戻っていただきまして、附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。以上で
ございます。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第19号をお願いします。

東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について。東白川村介護保険条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり提出する。平成30年3月2日提出。東白川村長。

次のページをごらんいただきたいと思います。

東白川村介護保険条例の一部を改正する条例。東白川村介護保険条例の一部を次のように改正す
る。第4条第1項から第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に
改めるということで、別冊の新旧対照表の31ページをごらんいただきたいと思います。

この改正につきましては、第6期の事業計画年度が本年度で終了して、第7期計画が30年度から
始まることを受けまして、第6期の事業年度であります平成27年度から29年度を、第7期の事業年
度であります平成30年度から32年に改正するものでございます。

本文に戻ってきまして、附則、施行期日1. この条例は平成30年4月1日から施行する。経過措
置2. 改正後の東白川村介護保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以
前の年度分の保険料については、なお従前の例による。以上でございます。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

議案第20号 東白川村木材関連産業担い手育成住宅の設置及び管理に関する条例について。東白
川村木材関連産業担い手育成住宅の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。平成30年
3月2日提出、東白川村長。

次のページを見ていただきまして、東白川村木材関連産業担い手育成住宅の設置及び管理に関す
る条例ということで、この条例につきましては、従来の一般住宅、特定公共賃貸住宅とは入居者の
対象者が違うということから、新たに制定させていただくものでございます。

（目的）第1条 この条例は、林業・製材、建築業の担い手確保を図るために、木材関連産業担
い手育成住宅を設置し、及びこれを適正に管理することにより、基幹産業の木材関連産業の安定を
目的とするということで、この木材関連産業の安定というのは、いわゆる働き手の確保ということ
を指しております。

（用語の定義）第2条 この条例において、「木造関連産業担い手育成住宅」とは村が公営住宅
法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定による補助を受けないで、林業・製材、
建築業の担い手の育成を目的として村が建設を行う住宅とする。

（担い手育成住宅の設置及び名称）第3条 担い手育成住宅の設置及び名称は別表第1のとおり

とするということで、一番最後のほうをめぐっていただきたいと思いますが、別表1で名称はウッドハイム神付、場所のほうですが、神土3510番地の1、構造は木造スレート葺の2階建てということで、建設年は平成30年、1棟、単身用4戸でございます。

続きまして、管理及び運営ということで、第4条、担い手育成住宅の管理及び運営は委託することができる。この部分につきましては、予定といたしまして（株）東白川に委託することを考えております。

（入居の許可）第5条 担い手育成住宅に入居しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。

（入居の申込方法）第6条 担い手育成住宅の入居申込方法は公募により行わなければならない。

（入居者の資格）第7条 担い手育成住宅に入居しようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。1号、村外に住所を有し、村内に転入できる者または1年以内に転入した者。2号、村外の林業・製材業、建築業を営む事業所へ就職を予定している者または就職した者。3号、入居する者の入居時の年齢が40歳未満である者。4号、その者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者。

（入居の申し込み等）第8条 前7条に規定する入居資格のある者で、担い手育成住宅に入居しようとする者は、村長の定めるところにより、入居の申し込みをしなければならない。

（入居予定者の決定）第9条 村長は、入居申込者で第7条に規定する資格を有する者を入居予定者として決定し、その旨を当該入居予定者として決定した者に対して通知するものとする。

（住宅入居の手続）第10条 担い手育成住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に住宅入居の手続をしなければならない。村長が適当と認める連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。2項、担い手育成住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居手続を前項にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、村長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。3項、村長は、特別な事情があると認める者に対しては、第1項の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。4項、村長は、担い手育成住宅の入居決定者が第1項または第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、担い手育成住宅の入居決定を取り消すことができる。5項、村長は、担い手育成住宅の入居決定者が第1項または第2項の手続をしたときは、当該入居者に対して速やかに担い手育成住宅の入居可能日を通知しなければならない。6項、担い手育成住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に村長の承認を受けたときは、この限りではない。

（家賃の決定）第11条 担い手育成住宅の家賃は、別表第2のとおりとするということで、また後ろのページを見ていただきたいと思いますが、担い手育成住宅の家賃のほうですが、月額2万5,000円とさせていただきたいと思います。

（家賃の変更）第12条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、家賃を変更することができる。1号、物価の変動に伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。2号、担い手育成住

宅について改良を施したとき。

(家賃の減免または徴収猶予) 第13条 村長は、次の各号に掲げる特別な事情がある場合において、家賃の減免または徴収の猶予を必要と認める者に対し、村長が定めるところにより当該家賃の減免または徴収の猶予をすることができる。1号、入居者が病気にかかったとき。2号、入居者が災害により著しい損害を受けたとき。3号、その他前各号に準ずる特別な事情があるとき。

(家賃の納付) 第14条 家賃は、入居した日から明け渡した日まで徴収する。2項、入居者は、毎月末までにその月分を納付しなければならない。3項、入居者が新たに住宅に入居した場合、または明け渡した場合において、その月の使用期間が一月に満たないときは、その月の家賃は日割り計算による。4項、入居者が、第27条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、村長が明け渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促) 第15条 家賃を前条第2項の納付期限までに納付しない者があるときは、村長は期限を指定してこれを督促しなければならない。

(敷金) 第16条 村長は、入居者から入居時における三月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。2項、村長は、第13条の各号いずれかに掲げる特別な事情がある場合においては、敷金の減免または徴収の猶予を必要と認める者に対して村長が定めるところにより当該敷金の減免または徴収の猶予をすることができる。3項、第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納な家賃または損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。4項、敷金に利子につけない。

(敷金の運用等) 第17条 村長は、敷金を国債、地方債または社債の取得、預金に充てるなど安全な確実な方法で運用しなければならない。2項、前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てるなど、入居者の共同利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担) 第18条 担い手育成住宅の修繕に要する費用は、村の負担とする。2項、入居者の責に帰すべき理由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、村長の指示に従い、修繕し、またはその費用を負担しなければならない。

(入居者の負担義務) 第19条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする、1号、電気、ガス、水道、CATV使用料。2号、し尿、塵芥及び排水の消毒、清掃及び処理に要する費用。3号、給水施設、し尿浄化施設及び污水处理施設の使用または維持、運営に要する費用。4号、前号に掲げるもののほか、村長が指定する費用。

(入居者の保管義務等) 第20条 入居者は、担い手育成住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。2項、入居者の責に帰すべき事由により担い手育成住宅が滅失または毀損したときは、入居者が原形に復し、またはこれに要する費用を賠償しなければならない。

(共益費) 第21条 村長は、第19条各号の費用のうち、入居者の共通の利益を図るため、特に必要と認めた共同施設に費用を共益費として入居者から徴収することができる。2項、共益費の額は、規則で定める。

(近隣の迷惑行為の禁止) 第22条 入居者は、近隣の環境を乱し、迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(入居者の届け出等) 第23条 入居者は、担い手育成住宅を引き続き15日以上使用しないときは、村長の定めるところにより届け出をしなければならない。

(転貸等の禁止) 第24条 入居者は、担い手育成住宅をほかの者に貸し、またはその入居者の権利をほかの者に譲渡してはならない。

(住宅用途変更の禁止) 第25条 入居者は、担い手育成住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。

(模様がえ等の禁止) 第26条 次の各号に掲げることを禁止する。1号、入居者は、住宅の様子がえその他住宅に工作を加える行為をしてはならない。2号、入居者は、住宅の敷地内に工作物を設置してはならない。

(担い手育成住宅の退去) 第27条 入居者は担い手育成住宅を退去しようとする場合は、退去しようとする日の20日前までに村長に届け出て当該住宅の検査を受けなければならない。

(明け渡し請求) 第28条 村長は、各号のいずれかに該当する場合は、入居者に対し期日を指定して担い手育成住宅の明け渡し請求することができる。1号、第7条に規定する入居条件に反していることが明らかになったとき。2号、家賃を三月以上滞納したとき。3号、住宅を故意に破損したとき。4号、第25条及び第26条の規定に違反したとき。5号、この条例またはこれに基づく村長の指令命令に違反したとき。6号、担い手育成住宅の入居者相互の共同生活の秩序保持等のために、その他村長が住宅管理上特に必要があると認めたとき。2項、前項の規定により明け渡し請求を受けた者は、同項の規定する期日までに、当該住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該住宅の入居者は、損害賠償その他の請求をすることができない。

(担い手育成住宅の検査) 第29条 村長は、担い手育成住宅の管理上必要があると認めたときは、管理を委託した者に担い手育成住宅の検査をさせ、または入居者に対して必要な指示をさせることができる。2項、前項の検査を行う場合において、現に入居している住宅に立ち入るときは、あらかじめ入居者の承認を得なければならない。3項、前項の規定により検査を行う者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(駐車場の使用) 第30条 共同施設として整備された駐車場を使用する者は、担い手育成住宅の入居者で、みずから駐車場を必要としている者とし、その使用について必要な事項は規則で定める。

(罰則) 第31条 村長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃または共益費の全部または一部の徴収を免れたときは、その免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(施行規則の制定) 第32条 この条例に施行に必要な事項は、規則で定める。

(附則) この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

参事。安江良浩君。

○参事（安江良浩君）

続きまして、平成30年度の東白川村予算について説明をいたします。

予算書の薄いほうをごらんいただきたいと思います。

それでは、一般会計予算から説明をいたします。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第21号 平成30年度東白川村一般会計予算。平成30年度東白川村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。

（歳出予算の流用）第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。平成30年3月2日提出、東白川村長。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。款の合計のみ説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

1 款村税 2億172万円、2 款地方譲与税 2,530万円、3 款利子割交付金 20万円、4 款配当割交付金 50万円、5 款株式等譲渡所得割交付金 30万円、6 款地方消費税交付金 3,800万円、7 款自動車取得税交付金 500万円、8 款地方特例交付金 40万円、9 款地方交付税 11億3,000万円、11 款分担金及び負担金 566万円、12 款使用料及び手数料 5,884万円、13 款国庫支出金 1億3,918万円、14 款県支出金 1億5,831万円、15 款財産収入 531万円、16 款寄附金 53万円、17 款繰入金 5億620万円、18 款繰越金 8,352万円、19 款諸収入 1,843万円、20 款村債 6億2,460万円、歳入合計 30億200万円。

続きまして、歳出を御説明いたします。

1 款議会費 3,859万円、2 款総務費 4億5,912万円、3 款民生費 4億5,311万円、4 款衛生費 9億800万円、6 款農林水産業費 2億4,086万円、7 款商工費 9,961万円、8 款土木費 2億2,048万円、9 款消防費 1億908万円、10 款教育費 2億2,457万円、12 款公債費 2億4,758万円、14 款予備費 100万円、歳出合計 30億200万円。

続きまして、第2表 債務負担行為。追加分でございます。事項、庁用車アクシオ、再リースでございます。期間、平成31年度から平成32年度まで、限度額 9万6,000円でございます。

続きまして、8ページ、第3表 地方債を説明いたします。

起債の目的、公共事業等、限度額2,800万円、起債の方法、普通貸借、利率4%以内、ただし利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができる。以下は起債の方法、利率、償還の方法については同じでございますので、省略をさせていただきます。

起債の目的、自然災害防止事業、限度額670万円。

緊急防災・減災事業、限度額1,030万円。

施設整備事業、限度額600万円。

過疎対策事業、限度額4億6,550万円。

過疎対策事業、ソフト事業でございますが、限度額3,910万円。

公共施設等適正管理推進事業債、限度額900万円。

臨時財政対策事業、限度額6,000万円。以上でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計予算について説明をいたします。

10ページをごらんいただきたいと思います。

議案第22号 平成30年度東白川村国民健康保険特別会計予算。平成30年度東白川村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,630万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。平成30年3月2日提出、東白川村長。

続きまして、11ページをごらんいただきます。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款国民健康保険税5,836万円、2款使用料及び手数料2万円、3款県支出金2億6,384万3,000円、5繰入金3,775万円、6繰越金1,570万2,000円、7款諸収入62万4,000円、8款公債費1,000円、以下はゼロでございます。省略させていただきます。歳入合計が3億7,630万円。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。

歳出、1款総務費1,314万1,000円、2款保険給付費2億4,939万1,000円、3款国民健康保険事業費納付金9,995万7,000円、4款財政安定化基金拠出金1,000円、5款保健事業費369万6,000円、6款基金積立金1,000円、7款諸支出金967万3,000円、8款予備費44万円、以下ゼロでございます。省略をいたします。歳出合計が3億7,630万円。

続きまして、介護保険特別会計予算を説明いたします。

15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第23号 平成30年度東白川村介護保険特別会計予算。平成30年度東白川村介護保険特別会計

の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,150万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成30年3月2日提出、東白川村長。

16ページをお開きいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1 款保険料5,337万3,000円、2 款使用料及び手数料1,000円、3 款国庫支出金7,553万3,000円、4 款支払基金交付金7,289万5,000円、5 款県支出金3,876万9,000円、6 款繰入金5,045万5,000円、7 款繰越金8万3,000円、8 款諸収入39万1,000円、歳入合計2億9,150万円。

続きまして、歳出を説明いたします。

1 款総務費1,485万8,000円、2 款保険給付費2億6,023万3,000円、5 款地域支援事業費1,624万9,000円、6 款公債費1万円、7 款諸支出金5万円、8 款予備費10万円、歳出合計2億9,150万円。

続きまして、簡易水道特別会計予算を説明いたします。

20ページをごらんいただきたいと思います。

議案第24号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計予算。平成30年度東白川村簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,330万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000万円と定める。平成30年3月2日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1 款使用料及び手数料4,852万円、2 款繰入金1億2,210万円、3 款繰越金869万5,000円、6 款村債4,200万円、7 款国庫支出金2,110万5,000円、9 款諸収入1,088万円、歳入合計2億5,330万円。

続きまして、歳出を説明いたします。

1 款総務費1,329万9,000円、2 款簡易水道事業費7,599万8,000円、3 款施設維持管理費3,053万円、4 款公債費1億3,327万3,000円、5 款予備費20万円、歳出合計2億5,330万円。

続きまして、23ページの第2表 地方債を説明いたします。

起債の目的、簡易水道事業、限度額4,200万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、一般会計と同じですので省略させていただきます。

続きまして、下水道特別会計予算を説明いたします。

24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第25号 平成30年度東白川村下水道特別会計予算。平成30年度東白川村下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,550万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、500万円と定める。平成30年3月2日提出、東白川村長。

それでは、25ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料738万1,000円、2款繰入金1,705万4,000円、3款繰越金106万5,000円、歳入合計2,550万円。

歳出、1款総務費896万1,000円、2款施設維持管理費716万2,000円、3款公債費927万7,000円、4款予備費10万円、歳出合計2,550万円。

続きまして、国保診療所特別会計予算について説明いたします。

27ページをお開きいただきます。

議案第26号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計予算。平成30年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,430万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。平成30年3月2日提出、東白川村長。

続きまして、第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款診療収入1億4,723万9,000円、2款使用料及び手数料124万2,000円、3款県支出金17万2,000円、5款繰入金6億6,934万3,000円、6款繰越金2,851万5,000円、7款諸収入528万9,000円、9款国庫支出金1,250万円、歳入合計8億6,430万円。

続きまして歳出を説明いたします。

1款総務費2,237万1,000円、2款医業費2億2,354万2,000円、4款公債費84万9,000円、5款予備費10万円、6款施設整備費6億1,743万8,000円、歳出合計8億6,430万円。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

30ページをお開きいただきたいと思います。

議案第27号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,290万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、500万円と定める。平成30年3月2日提出、東白川村長。

それでは、31ページをごらんいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款後期高齢者医療保険料2,270万円、2款使用料及び手数料1万円、3款後期高齢者医療広域連合支出金152万3,000円、4款繰入金1,856万7,000円、6款繰越金10万円、歳入合計4,290万円。

歳出、1款総務費109万3,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金3,992万9,000円、3款保健事業費157万8,000円、4款諸支出金20万円、5款予備費10万円、歳出合計4,290万円。以上でございます。

○議長(服田順次君)

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。明日6日は中学校卒業式のため、7日は全員協議会開催のため、3月6日から7日までの2日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月6日から7日までの2日間、休会することに決定をいたしました。

7日水曜日の全員協議会は、午前9時30分から行います。

8日木曜日、午前9時30分より本会議を開催後、全員協議会に移ります。午前中を目安に全員協議会を行い、午後から本会議となりますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれで延会といたします。

午前10時13分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員